

国内募集型企画旅行 旅行条件書

この旅行は、京阪京都交通株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4および旅行業約款（募集型企画旅行契約）に基づく取引条件説明書面であり、旅行契約の一部となります。

1. 旅行の申し込みおよび契約の成立

1. 所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
2. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
3. 申込金は旅行代金の一部として充当します。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、出発日の3日前までに全額をお支払いいただきます。期日までにお支払いいただけない場合、旅行契約を解除することがあります。

3. 旅行代金に含まれるもの

- ・ 行程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料、消費税等
- ・ 添乗員が同行する場合の同行費用

※上記以外の費用（個人的な費用、追加飲食費等）は含まれません。

4. 旅行契約の変更・中止

天災地変、戦乱、暴動、運送機関等のサービス提供中止、官公署の命令、その他やむを得ない事由が発生した場合、旅行の実施を中止または内容を変更することがあります。

5. お客様の契約解除・取消料

お客様の都合によって旅行を取り消される場合、下記の取消料を申し受けます（標準旅行業約款に準拠）。

6. 当社による契約解除

お客様が旅行代金を期日までにお支払いいただけない場合や、他のお客様の迷惑となる行為を行った場合、旅行契約を解除することがあります。

7. 添乗員の同行

添乗員が同行する場合、旅程管理を行い、原則として全行程に同行します。

8. 特別補償

当社は、募集型企画旅行に参加中のお客様が偶然な外来の事故により、生命・身体・手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款に基づき、特別補償を行います。

9. 個人情報の取り扱い

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、旅行の手配および手続き、保険手続き、緊急時の連絡などに使用します。

10. その他

詳細は当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

取消料：日帰り旅行

取消日	取消料
出発日の 11 日前まで	無料
出発日の 10～8 日前	旅行代金の 20%
出発日の 7～2 日前	旅行代金の 30%
前日	旅行代金の 40%
旅行開始前当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

【旅行企画・実施】

[会社名]京阪京都交通株式会社

[住 所]京都府亀岡市篠町篠向谷 10 番

登録番号：京都府知事登録旅行業第 2-596 号

所属協会：一般社団法人 全国旅行業協会 正会員